

はじめに 住所・氏名等の記入

現住所、電話、氏名等を記入してください。

令和7年中に収入があった方 → 手順①にお進みください。

令和7年中に収入がなかった方 → 申告書上欄の「A 収入がなかった方の記入欄」へ記入してください。

手順① 所得金額等の記入

所得の種類	内容
給与	給与、賞与、賃金(パートタイマーやアルバイトとして受けたものを含む)などの所得 【計算方法は下記表1を参照】 <源泉徴収票添付>
公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金などの所得 ※遺族・障害年金を除く。 【計算方法は下記表2を参照】【裏面は記入不要】<源泉徴収票添付>
雑業務	原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金などの所得 【収入金額 - 必要経費】 <支払明細書等添付>
その他	生命保険等の年金(個人年金)などの他の所得に当てはまらない所得 【収入金額 - 必要経費】 <支払明細書等添付>

表1

給与所得金額の求め方

給与等の収入金額(A)	端数の処理	給与所得金額
0円 ~ 650,999円	なし	0円
651,000円 ~ 1,899,999円	なし	A - 650,000円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	B A ÷ 4 (千円未満端数切捨て)	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	B	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円	なし	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ~	なし	A - 1,950,000円

<所得金額調整控除>

次の①または②に該当する場合、給与所得金額から下記の額が控除されます。

① 給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方がある場合

【控除額】 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得金額(上限10万円) - 10万円

② 給与収入金額が850万円超の方で次のいずれかに該当する場合

- ・ 申告者本人が特別障害者に該当する
- ・ 23歳未満の扶養親族(※1)がいる
- ・ 同一生計配偶者または扶養親族(※1)が特別障害者に該当する

※1 ここの扶養親族は、該当する扶養親族が1人であっても夫婦とも控除の対象となります。所得金額調整控除を受けるためだけの場合(扶養親族が扶養控除対象ではない)、申告書の調整欄に☑を記入してください。

【控除額】 (給与収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

表2

公的年金等の雑所得の求め方

【65歳未満(昭和36年1月2日以降生まれ)】

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	~1,000万円	1,000万円超~2,000万円以下	2,000万円超
~1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 ~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

【65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)】

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	~1,000万円	1,000万円超~2,000万円以下	2,000万円超
~3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円 ~ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円 ~	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

申告書の書き方(表面)

令和8年度 市民税 申告書

はじめに

住所 厚木市中町3-17-17 電話 046-225-2010 フリガナ アツギ タロウ

氏名 厚木 太郎

生年月日 明大正10年12月31日

職業 学生

収入金額 給与 1,000,000円 所得金額 350,000円

公的年金等 1,100,000円 所得金額 0円

雑業務 0円 所得金額 0円

その他 0円 所得金額 0円

所得控除額 200,000円

生命保険料 28,000円

地震保険料 25,000円

雑損 0円

基礎控除 43万円

合計所得金額 2,673,000円

納税方法の選択

【65歳未満の方】給与所得以外の所得に係る所得割額について納税方法を選択できます。

なお、65歳未満の公的年金等に係る雑所得を有する給与所得者の方で、②の記入がない場合、公的年金等に係る所得割額は原則として給与所得に係る特別徴収控除に加工して給与から特別徴収します。

【65歳以上の方】給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る所得割額について納税方法を選択できます。

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
専属控除	夫と離別した後再婚していない者のうち、次の要件をすべて満たす方または夫と死別した後再婚していない者のうち、次の①、②の要件を満たす方 ① 扶養親族を有している ② 合計所得金額が500万円以下 ③ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない	26万円
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、次の要件をすべて満たす単身者 ① 生計を一にする子(※1)を有している ② 合計所得金額が500万円以下 ③ その者と事実上婚姻関係にある者(同様の事情があると認められる者を含む)がない ※1 他者の同一生計配偶者または扶養親族になっている場合や総所得金額等が58万円超の場合を除く。	30万円
勤労学生控除	本人が学生で合計所得金額が85万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の方 <学生証、在学証明書等>	26万円
障害者控除	本人や同一生計配偶者、扶養親族が下記に該当する方 <障害の種類や等級のわかる手帳または障害者控除対象者認定書等> ① 【普通障害者】身体障害者手帳3級~6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の発行を受けている方など ② 【特別障害者】身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級の発行を受けている方など ③ 【同居特別障害者】特別障害者に該当する方で、本人またはその配偶者もしくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居をしている方	26万円 30万円 53万円
基礎控除	本人の合計所得金額	43万円 24,000,001円 ~ 24,500,000円 29万円 24,500,001円 ~ 25,000,000円 15万円 25,000,001円 ~ 0円

手順② 所得控除(人的控除以外)の記入

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
医療費	次の①または②に該当する場合(次のいずれか一方を選択) ① 一定額以上の医療費の支払がある場合 (医療費支払額 - 補填金額) - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) <医療費控除明細書> ② セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択する場合 特定一般用医薬品等の実質負担額 - (1万2千円) <セルフメディケーション税制の明細書> <健康維持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類>	左記参照 上限額 200万円 左記参照 上限額 8万8千円
社会保険料	本人や本人と生計を一にする配偶者や親族のために支払った国民健康保険料、国民年金掛金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など <控除証明書>	支払保険料の全額
生命保険料	生命保険や個人年金保険料、介護医療保険料の支払いがある場合 <控除証明書>	支払保険料の金額 一般生命分 控除額の計算④ 個人年金分 控除額の計算⑤
地震保険料	地震保険料や旧長期損害保険料の支払いがある場合 <控除証明書>	支払保険料の金額 一般生命分 控除額の計算④ 個人年金分 控除額の計算⑤ 介護医療分 控除額の計算⑥
雑損	本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の親族で総所得金額等が58万円以下の方が、災害や盗難等により住宅・家財・現金等の資産に損害を受けた場合 控除額 = 次の①~③いずれか多い方の金額 ① (損害の金額) - (保険金等で補填される金額) - (総所得金額等) × 10% ② (損害の金額) - 5万円 ③ 災害関連支出の金額 - 5万円 <災害による損失や補填の金額がわかる書類>	左記参照 (A)+(B)+ (C)+(D)+(E) 上限額 7万円 (A)か⑥ いずれか 多い金額
小規模企業共済等掛金	小規模企業共済法に規定された共済契約掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払いがある場合 <支払った掛金額の証明書>	支払掛金の全額

手順③ 配偶者控除・扶養控除の記入

控除の種類	内容及び添付書類	控除額
配偶者控除	配偶者の合計所得金額58万円以下(給与収入のみの場合123万円以下)	900万円以下 900万円超 950万円超 1,000万円超 950万円以下 1,000万円以下
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額が1,000万円超の場合は対象外 配偶者の給与収入(給与所得のみの場合)	配偶者の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円超 1,000万円以下 控除額 123万円超165万円以下 58万円超100万円以下 33万円 22万円 11万円 165万円超170万円以下 100万円超105万円以下 31万円 21万円 11万円 170万円超175万円以下 105万円超110万円以下 26万円 18万円 9万円 175万円超180万円以下 110万円超115万円以下 21万円 14万円 7万円 180万円超185万円以下 115万円超120万円以下 16万円 11万円 6万円 185万円超190万円以下 120万円超125万円以下 11万円 8万円 4万円 190万円超195万円以下 125万円超130万円以下 6万円 4万円 2万円 195万円超200万円以下 130万円超135万円以下 3万円 2万円 1万円
扶養控除	本人が扶養する親族の合計所得金額が58万円以下である場合 区分 要件 控除額 一般扶養 昭和31年1月2日~平成15年1月1日生まれ 33万円 特定扶養 平成15年1月2日~平成22年1月1日生まれ 45万円 老人扶養 昭和31年1月1日以前生まれ 38万円 年少扶養 平成22年1月2日以降生まれ 0円	特定親族特別控除(19歳以上23歳未満) 特定親族の給与収入(給与所得のみの場合) 特定親族の合計所得金額 控除額 123万円超180万円以下 58万円超95万円以下 45万円 180万円超185万円以下 95万円超100万円以下 41万円 185万円超190万円以下 100万円超105万円以下 31万円 190万円超195万円以下 105万円超110万円以下 21万円 195万円超200万円以下 110万円超115万円以下 11万円 200万円超205万円以下 115万円超120万円以下 6万円 205万円超210万円以下 120万円超125万円以下 3万円